

第 1112 回教育委員会 会議録

令和 4 年 6 月 23 日

14:00～15:30

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、第 1112 回教育委員会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、片桐委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1) 「令和 3 年度「英語教育実施状況調査」の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長> はい。報告が遅くなってしまったところで大変申し訳ないのですが、先月公表されました、令和 3 年度英語教育実施状況調査について、本県の、結果概要を説明いたします。

お手元の資料の、報告 1-1 を御覧いただきたいと思います。まず中学校の結果の方を、先にお話をさせていただきます。

初めに、概要の一番上、生徒の英語力の結果を御覧いただきたいと思います。

生徒の英語力は、セファール (CEFR) という、英語力の国際的な基準を基に判断しております。中学校の場合は、セファール A 1、これは英検 3 級等を取得、又は相当の英語力を有すると教師が判断した割合となります。本県は 38.9% と、前回調査に比べ 4.1 ポイントの増加と成果も見えましたが、全国的に見ると、課題が残る結果となっております。

次に教員の英語力の表を御覧ください。セファール B 2 以上の英語力、例えば、英検準 1 級以上の英語力を有している教員は 35.6% でありました。全国平均には至らなかったものの、前回に比べて 10.4 ポイント増加しまして、大きく前進していると捉えております。

英語を用いて何ができるようになるかという学習到達目標を示した CAN-DO (キャンドゥ) リストの設定状況につきましては、設定率

が89.4%。学習指導要領改訂に合わせて見直し途中であったという要因から、前回の100%から減少しております。今後は、リストの設定及び効果的な活用を促進してまいりたいと思います。

生徒が英語で表現する力を測るパフォーマンステストの実施状況ですが、話すこと書くこと、両方のテストを行っている割合が85.8%で、昨年度よりも向上しております。

生徒の英語を用いた言語活動の割合についてでございますが、授業の半分以上英語を用いていると回答した割合になります。これは70.3%と前年度に比べ8.1ポイント減少しました。これはコロナ禍で学習活動の制限等がありまして、全国的に減少したと捉えております。

小中連携の状況についてですけれども、教員の情報交換や、相互の授業参観、小中を通したカリキュラム作成などを行っている割合は75.5%。新型コロナウイルス感染症の影響により、これも全国的に減少したと考えられます。

続いて高等学校についてです。

生徒の英語力を御覧いただきたいと思います。中学校の脇の表になります。生徒の英語力はセファールA2以上の英語力。実用英語検定でいえば準2級以上を基準として判断しております。令和3年度につきましては、46.9%であり、令和元年度の調査と比べると2.6ポイントの増加になります。

高等学校の英語の教員の英語力の表を御覧いただきたいと思います。

英語検定等の資格取得に関しましては、令和3年度は73.1%と、令和元年度に比べて1.2ポイント増加しております。

以上のように高等学校においては、生徒教員共に資格取得の増加という形で、取組の成果が見られているところであります。

今後は市町村教育委員会との更なる連携によりまして、先生方の指導力を向上させることが不可欠であると考えております。市町村教育委員会と現状の課題を共有した上で、教員の指導力の向上、そして、生徒の聞く力、話す力を中心とした英語力の向上に向けて取り組んでまいります。

具体的には、「2 今後の取組み」にある五つの取組を掲げております。

一つ目に、市町村教育委員会を訪問し、英語教育の現状を共有し、学校に対する支援体制を構築すること。

二つ目に、英語担当指導主事のいない市町村教育委員会に対しまして、県教育委員会による支援を行うこと。

三つ目に、本県事業の協力校や成果の上がった学校の優れた実践事例を県内に広く発信すること。

四つ目に、教員の指導力を向上させるための研修会を充実させること。

最後五つ目に、授業改善に向けた具体的な指導に関する資料や動画等を発信すること。

以上の取組を通しまして、英語を用いて、生き生きとコミュニケー

ションを図ることができる生徒の育成を目指して、本県の英語教育を一層推進して参ります。以上でございます。

- <教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。
- <小 関 委 員> 教員の英語力というのは、英語を専門にしている先生ではなくて、教員全体での割合ですか。
- <義務教育課長> 中学校の英語科の教員、高等学校の英語科の教員です。
- <小 関 委 員> 中学校の英語を専門にされている先生はもう少しできた方が良いでしょうな感じがします。
- <義務教育課長> やはり年配の方々は、持っていらっしゃる方の割合は少ないですが、若い先生方だと比較的、この辺りの資格をお持ちの方の割合は高めだと思います。
- <武 田 委 員> 言語活動の割合、連携の状況がコロナで減ったにも関わらず英語力が向上しているということは、その他の取組の工夫があったのではないかと思います。どのような状況なのでしょう。
- <義務教育課長> 英語教員のリーダーを育て、そのリーダーが授業作りであったり、その研修を基に実践したものを、広く発信してきているという事業が挙げられます。今年度も取組を継続しておりますので、その成果を挙げてまいりたいと思っております。
- <武 田 委 員> 成果を挙げているということで、是非自信につなげていただきたいと思えます。
- <教 育 長> ほかにございませんか。
- <片 桐 委 員> 中高連携の全国比較について、大分開きがあるのですけれども、大きな理由があるのでしょうか。
- <義務教育課長> 山形県はかなり高い理由として、例えば、中高教員相互派遣研修事業の中で、数学と英語等の教科において、中学校の先生方が、高校の授業参観をして研修したり、高校の先生が中学校の英語の授業等に来て、一緒に研修をしております。
県教育委員会としての旗を振って、このような交流を進めているところがありますので、数字として出てきていると思えます。
- <教 育 長> そのほかございますか。

<小 関 委 員>

今後の取組のところにリスニングとスピーキング力の強化とありますが、大学の共通テストでも、リスニング問題の配点の比率がどんどん上がっており、リスニングができていないと、英語の点数が取れないということもあるので、リスニング関係の強化をどうやってやるかというのが課題の一つかなと思います。

ただ反することに、難関大学の二次試験の内容を見ると、逆に論文に近いような英作文が多いのです。書かせるという、それも自分の考えを英語で書かせる。短文でなくて、長文で書かせるといういやらしい問題が多いので、そういったものに対応ができるような力、要はリスニング力とスピーキング力プラス本当は英作文力の強化があった方が良いのかなと思います。

<義務教育課長>

全くそのとおりではないかなと捉えております。小学校、中学校、高校、大学を通して、やはり英語だけではなくて、算数、数学でも同じように、積み重ねて力をつけていかなければいけないところがあるなと思っております。

もちろん英語能力についても、ここにはリスニング力とスピーキング力に強調しておりますが、書く力ももちろん重要でありますので、しっかりと指導していく必要があると思っております。

<教 育 長>

ほかにございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、次に（２）「令和４年度第１回山形県産業教育審議会について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

令和４年度の第１回山形県産業教育審議会について私から報告させていただきます。

去る５月２６日に、令和４年のこの第１回、山形県産業教育審議会が開催されましたので、その概要について報告させていただきます。

お手元の資料では、報告２－１のページになりますけれども、先に報告２－３以降の資料について説明させていただいて、その後２－１に戻らせていただいでよろしいでしょうか。

２－３以降、当日の資料になってございまして、以前お知らせしておりましたように、産業教育審議会の位置付けが、報告の２－４、２－５のところで位置付けを書いております。これに基づいて、この審議会を設けて、有識者からの意見を聞くというようなことで、開催させていただいております。

報告２－６にはメンバーが書いてございます。

今年度、３名の方、当て職の分になるのですけれども、当然ありましたので、このようなメンバーで審議させていただいております。

資料２－８、２－９を御覧いただきますと、今回、この産業教育審議会に対しての、教育長からの諮問の内容が御覧いただけると思います。

報告２－８にありますような諮問をさせていただきますと、今年度中

に答申をいただく予定になってございます。

報告2-10、2-11のところ、検討の経過、流れになります。

報告2-12が、産業教育の現状ということで、今の御説明申し上げた点については、以前お示しさせていただいてお話をさせていただいたとおりです。

では2-13、御覧いただけますでしょうか。

こちらが今回の議題の中心とさせていただきました、この答申の概要になります。急激に変化する時代における本県産業教育の在り方についてということで、上段のところに審議の視点、それから、大きく上の段のところでは、まず産業社会の現状、今後の動向、それから、本県の高等学校の現状、県の施策等ということで、並んでおります。

一番審議に関係ありますのは下、ちょうど真ん中にタイトル書いてございますが、本県産業教育の改善、充実の方向性と具体的方策、この点を中心に、委員の方から、今回は御意見をいただいているということで御理解いただければと思います。

大きな柱で五つございますが、この点、いろいろな点について、意見を頂戴したところ、

それ以降は実際の各学科における具体的方策ですので後ほど御覧いただければと思います。

では2-1に戻っていただければよろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたように、5月26日に県庁でこの産業教育審議会を開いたところ、内容につきましては報告と協議がございまして、報告では、これまでの検討の結果、それから今後の予定、それから②としては、本県高等学校における産業教育の現状報告させていただきました、協議が先ほど申し上げましたように、答申の概要について、多くの時間を割いて意見頂戴したところ、委員の皆さんから頂いた主な意見について、一部御紹介させていただければと思います。それをもって報告に代えさせていただきます。

丸印ごとにかいつまんで話をさせていただきますので、お読みいただきながらお願いできれば幸いです。

丸の一つ目ですが、こちらでは、本県の産業人材の育成に向け、これからは各高校と、高大連携を強めることが大切であると考え、こういった御意見を頂きました。

丸の二つ目では、学校で行っているアクティブラーニングなどの教育内容を、産業界にも理解していただき、人材育成につなげていく必要がある、こういった御意見を頂きました。

丸の三つ目では、職業教育を主とする学校の志願者を増やすためには、中学生や先生に加え、保護者に対しての情報発信の充実が大切、こういった意見を頂戴しました。

丸の四つ目では、ICTの活用、DX、デジタルトランスフォーメーションがますます加速している状況で、どの企業でも、IT人材が不足しているのだと、こういった御意見頂戴いたしました。

一番下の丸になります。他者を尊重し、多様な人々と協働できる人材

の育成について充実させていただきたいというふうな御意見頂戴いたしました。

それでは2-2を御覧ください。

丸の一つ目一番上になります。インターンシップは、実際に企業の中で仕事を体験し、職業感を高めるために、非常に有効な方策であると考え、こういった御意見。

丸の二つ目。専門高校から大学へ、多様な入試制度を利用し、進学している、こういう事実を強くアピールしていくことが大事である、こういった御意見。

丸の三つ目ですが、農業では、6次産業化に加え、スマート農業などのIT化も進んでおり、全ての産業に関わる分野となっている、こういった御意見。

丸の四つ目。産業界などと連携して、新しい知見に触れることや、新しい設備施設の整備も必要である、こういった御意見。

丸の五つ目下から2番目になります。

介護施設と高校が連携し、介護職員から話を聞くことなどが、生徒が介護への意識や職業感を醸成することにつながる、こういった御意見。

丸の最後になりますが、今後も産業教育を充実させて欲しい、日本の国際競争力が低くなっていると考えられる、こういった御意見を頂戴いたしました。

お一人お一人から、非常に参考になる、非常に貴重な御意見を頂戴いたしました。

この御意見を踏まえながら、更に先ほど御覧いただいた答申の概要を手直しをしまして、一番下、今後の予定になりますが、今後答申に向けてまして、令和4年、今年度8月に第2回の審議会を開催する予定にしております。

専門委員会、具体のお話も並行して進めながら、9月にこの産業教育審議会から答申を頂く予定としてございます。

大きくは先ほどの答申の概要といった線に基づいての内容で、答申いただくことになるかと思いますが、更にブラッシュアップを図りながら、答申をいただくような流れになってございます。

教育委員の皆様方からも、御意見等がございましたら、後ほどで結構ですので、是非本課まで忌憚なく御意見頂戴できれば大変幸いです。

以上、産業教育審議会について報告させていただきました。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武 田 委 員>

審議会では非常に重要なことが話し合われていますが、話し合われることが上層部の一部の人だけでなく、いかに裾野を広げて伝えていくかということが非常に重要だと思います。経済界をどうやって巻き込むかというところは一步踏み込んで検討してほしいと思います。

- < 高校教育課長 > この産業教育審議会では諮問させていただいた内容に基づいて、現在答申に向けて議論を積み重ねていただいておりますので、今後答申いただいた際に、発信の仕方や、それを受けての県の施策への反映等様々なところにこの方針を生かしていかなければならないと思っております。
- < 教 育 長 > ほかにございませんか。
- < 小 関 委 員 > 産業教育については、やはり自分が将来どういう道へと向かうのかということが大切です。
子どもたちが将来進路を選択するとき、どういったものを自分がやりたいと思うのかという、その導入部がまず重要かと思うのですが、この辺の、地元企業において人手不足の中で、中学校の生徒たちと地元の産業界とのコミュニケーション、つながりがあまりないので、地元にも残らないし、大学卒業してから、自分は何になるかと思っているのではもう遅い時代になっているので、中学生のうちから企業とうまく連携していくべきだと思います。また、地元で夏休みのアルバイトをもっと広くいろいろな業種にさせたらどうかという意見がありました。アルバイトは、一般的にはコンビニ、飲食店、ガソリンスタンドなど大体決まっていますが、せっかくの夏休みに、部活との兼ね合いもあるのでしょうけれど、地元の企業の一覧を示し、少し職業体験してもらえば、産業教育が生きてくると思うのです。
そのような仕組み作りを希望します。
- < 高校教育課長 > 頂いた御意見、答申の概要の3番の、自治体、産業界、それから大学との連携といったところでそういったところの議論を進めていきたいと思っております。
- < 教 育 長 > 私も内部で、部活動とするかどうかは別として、今でいうインターンシップ的な色彩を持たせながら、例えば学校が終わった1時間、2時間くらいいろいろな企業を回ってみるとか、そんな活動だってあり得るのではないかといった話をしたりします。やはり産業高校の生徒にインターンシップを色々用意するのは、とても大事なことだと思うのですが、そもそも産業高校を選ぶかどうかという段階で、その産業、高校のイメージを持つ必要があるのではないかと思います。
中学生の段階から産業教育を行っていくべきという感じがします。やはり学校と産業の現場とつなげていくことの重要性について、具体的にどんなふうに取り組むにつなげていくか、しっかりと考えてまいりたいと思います。
- < 武 田 委 員 > 「スペシャリストに聞く」の講師で高校生に進路の話をしますが、中学生とも進路の話をする機会があります。
仕事の内容、やりがい、面白み、楽しさだとか、中学生が感じる仕事の魅力の感じ方は高校生とはまた違うかなと思いました。

仕事の魅力を中学生・高校生の視点に立って分かりやすく伝えるため、働くことで目標を持って希望が持てる、「働くこと＝お金を稼ぐ・対価を求める」だけではない価値感づくりのようなものに触れられればよいなと思いながら、自分でかみ砕いて話をしているつもりです。インターンシップに行った先で、何を感じてもらおうかというところが個々の企業に任されていると思うのですが、その辺りは共同で踏み込んで、体験の場を作っていた方が良いのかなと思いました。

<片 桐 委 員>

今の武田委員の「対価だけではない」というお話を考えると、酒田では中学校、高校からいろいろなボランティア団体に行ったりするのですが、そこから、お金をもらうのではなくて、面白さであったり、そこから入るといっても十分あり得ると思いますので、もっと幅広く考えるのも必要なのかなと思いました。

<工 藤 委 員>

私も高校生のインターンシップ、地元の企業の魅力を伝える授業などにコーディネーターとして関わることはあるのですが、やはり大人側が思うものとは別の、若い子たちなりの感じ方というのがあります。例えば給与、待遇面で見ているのではなくて、職場の人間関係の構築のしやすさなどをすごく重要視しているなと思います。

その一方で、進学、就職の情報をどうやって得ているのかなと思うのですが、小さいときから地元企業の生の情報がすごく少ないなと感じています。産業高校等に進むという選択については、中学校、小学校高学年で、そういう材料になるような経験が必要だと思います。なかなか職場でインターンシップなど子どもたちの受入れをする余裕がないというのが、現場の声です。もっと広く受け入れられるような仕組みになるように行政側からサポートが必要であり、職場の努力だけでは無理だと感じているところです。

<武 田 委 員>

新しいジモト大学さんのパンフレットを拝見したのですが、40、50のプログラムから成っていて、多様な企業と多様な活躍の場があり、それを見ただけで高校生にとっては刺激になるのかなと思いました。

<工 藤 委 員>

高校生に対してのジモト大学のプログラムが始まって6年目ですが、地元の企業側が、若い人にそういう目を向け、何年後かの自分たちの会社、その組織の構成員になってもらえるような人材を長い目で育てていくということに、やっと本腰を入れ始めています。やはり新庄最上の場合には、高校進学を選択する時点で地域外に出てしまう子が結構多いので、そのような高校生はなかなかそのプログラムに参加する機会がありませんでした。ですから、エリアは関係なく、どこの高校でも受け入れていく方向で動いてはいるのですけれども、通学に時間がかかるなど課題もあるところです。

<教 育 長>

武田委員から産業界を巻き込むという話がございましたが、忙しい中

<高校教育課長> 本当に参考にさせていただけるところが、いっぱいあるなどお聞きしたところです。ありがとうございます。

<教 育 長> また、何か御意見があればぜひお寄せいただければと思います。

<教 育 長> それでは、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長> 議第1号「令和5年度山形県立高等学校の入学募集について」、高校教育課長から説明願います。

<高校教育課長> 私から、令和5年度山形県立高等学校専攻科の入学募集について、お諮りいたします。

お手元の議1-1ページを御覧いただければと思います。

本案は、令和5年度の県立米沢工業高等学校専攻科の入学募集を行う必要があるため、提案するものでございます。

募集しますのは、生産情報科で、入学定員10名でございます。

資料おめくりいただきまして、議1-2、1-3を御覧ください。入学志願要項になりますが、こちらには、第1が推薦入学選抜、第2が一般入学選抜、こちらそれぞれの志願資格、募集区域、人員、出願期間、提出書類、選抜及び合格者の発表などについて記載してございます。

端的に表にしておりますのが次のページになりますので、前年度からの変更点もありますので、次ページ資料2で説明させていただきます。

資料の、次のページ、議1-4をお開きいただけますでしょうか。

こちら、上から確認しながら、御説明いたします。

概要につきましては、従前からの変更はございません。

先ほど申し上げましたとおり、生産情報科が10名でございます。

その中に三つのコース設置しておりまして、それぞれのコースについては、入学定員が情報技術コースが約4名、生産システムコースが約3名、生産デザインコースが約3名というようなことになってございます。

修業年限はいずれも全てのコースで、1年又は2年となっております。

続いて「2 主な入学選抜の変更点」を御覧ください。

以前、教育委員会でもお知らせしておりましたとおり、米沢工業高校専攻科の活性化、魅力化を図るため、令和3年度に、米沢市、それから米沢商工会議所、山形大学などの有識者から成るワーキンググループを設置しまして、様々な御意見を頂戴したところです。これらをそこにありますように、「米沢工業高等学校専攻科活性化・魅力化の方向性」として取りまとめて、令和4年3月の臨時教育委員会で報告をさせていただいたところです。

この方向性の趣旨を踏まえた具体的な取組として、この令和5年度の入学選抜から、御覧の(1)から(3)の内容について、変更してま

います。

(1)、推薦入学者選抜、一般入学者選抜によって受検機会を複数化したこと。

(2)、一般入学者選抜の時期を遅らせ、志願者が十分検討する期間を確保するとともに、公告後、各高等学校への十分な周知期間を設けたこと。

(3)、専攻科で学ぶ意欲をはかれるようにしたこと。また、工業科以外の志願者が志願しやすいよう配慮したこと。

こういった三つの点でございます。

これらのことから、先ほどの志願要項におきまして、次の内容について変更してございます。下の表を御覧ください。左側が令和4年度の入学者選抜、右側が令和5年度変更後の入学者選抜になります。

推薦入学者選抜については、出願資格として、合格した場合は入学を確約できる者、併願不可、令和5年3月に高校卒業見込みの者、在籍高等学校長の推薦を受けている者としてございます。

募集人員は7名で、出願期間は9月5日から9月16日、選抜は調査書とエントリーシート面接の結果を資料として選抜いたします。検査期日は10月1日、合格発表は10月5日を予定してございます。

一般入学者選抜につきましては、募集人員が3名というようなことになります。ただし、先ほどの推薦入学者選抜の結果によって、募集人員が増える場合がございます。

出願期間は1月4日から1月11日、選抜は調査書、それからエントリーシート及び面接、小論文の結果を資料として選抜いたします。検査期日は1月21日、合格発表は1月25日を予定してございます。

従前の形から、先ほどの方向性を踏まえた形で、このように変更して実施するものでございます。

これらのことについて、先ほどの1-2、1-3ページに記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後になりますが、この本専攻科は、地元からの強い要望もありまして、平成15年度に設置いたしました。これまで107名の修了生が、実践的な専門技術を身につけて、地元企業などに就職して活躍しております。専攻科で行っている地域と連携した実践的な学習等について、今朝も新聞に載ったりしておりましたが、4月からSNSによる情報発信を行うなど、専攻科のPRも充実させてまいりようなことで考えてございます。私からは以上でございます。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

一昨日、長井工業の先生で、以前米工にいた先生と、たまたま専攻科について話す機会がありました。

長井工業では、今年だと8月6日から進路希望を提出してもらおうらしいで、昨年のように専攻科の出願期間が8月6日だと、進路希望を出してもらおう時点で、もう出願しなければいけないという状況になるため、

まずこれが駄目だと先生は言っていたのですが、その点は改善されて良かったなと思います。また、機会が2回に増えて、ほかの分野からも行ける、情報発信をするというのもすごく良いと思います。

また、米沢中央高校は今生徒も多くて、かつ、いろいろな実績を挙げたりもしているのですが、その一つの要因には、福島市から通う子が多いです。福島市までスクールバス出しているなど、私立だからできるというのもあるでしょうが、その福島市から来たいという子がいることを米沢中央はうまく吸い上げています。専攻科についても福島市から入りたいなという子がいたりするのではないかなと思うのですが、越県になると応募は難しいのですか。

<高校教育課長> 募集は県下一円ということになっております。

<小 関 委 員> 小国高校も新潟からの方が近かったりと、県境にある高校は、その隣の市の方が近かったりすることから、そのような観点で、何か意見が出なかったのでしょうか。

<教 育 長> やはり交通の利便性も変わってきているので、福島から米沢というのは極めて近いわけですから、場合によってはそういうこともあるかと思えます。

それがまた、地域に新しい人を呼び込むという視点で、効果や意味があるとすればなおさらのことという気もしますので、県内の生徒を優先したい思いと、そういう新しい視点をどう組み合わせれば良いかという点について、考える必要があるかなという気がします。

<小 関 委 員> 何か一つ選択肢があってもよいのかなと思います。

<教 育 長> 県外から生徒をどう呼び込むかというのは、痛しかゆしみたいところがあるのですが、県内の公立高校自体がかなり定員割れをしているという状況もございますので、どうするべきか、是非皆さんと一緒に考えていかなければいけない視点だと思っております。

<教 育 長> ほかに御意見ございませんか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」、スポーツ保健課長から説明願います。

議第2号、「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」、御説明申し上げます。

初めに議2-2ページをお開きください。

この度お諮りいたしますのは、資料中ほどの提案理由にありますとおり、「山形県体育館及び山形県武道館に平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するもの」でございます。

1ページにお戻りください。1でありますけれども、県体育館及び武道館は、山形市霞城公園内に設置した体育施設であります。

資料には記載ございませんが、これまでの経緯について簡単に御説明いたします。

県体育館及び武道館は、山形市の霞城公園整備計画により、令和5年度を目途に撤去する予定となっており、令和4年度中に建物解体工事の工事設計など閉館準備を行うため、令和4年3月末で指定管理を終了する予定でございました。しかし、令和3年度に、山形市より、山形市内のスポーツ施設のあり方について一定の方向性が定まるまでは、現在の施設の利用者への配慮から、県体育館及び武道館を継続してほしいとの提案があり、当面の間、施設を継続すべきとの判断に至り、令和4年度以降も開館し、指定管理を継続することといたしました。

霞城公園整備計画の変更が、令和4年5月に山形市から文化庁に提出され、撤去が令和5年度から12年度に変更されました。この変更を受けまして、県としましては、従来どおりの3年間の指定期間で令和5年度以降も開館することとし、この度の指定の期間を、2にありますよう令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で設定したところであります。

次に、「3 申請者に必要な資格」でございます。

(1) 県内に主たる事務所を有していることから、次ページ(9)共同企業体に関する事項まで9項目を挙げているところです。

続きまして、施設の概要について御説明いたします。議2-3ページをお開きください。

「1 設置目的」は、体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設でございます。

敷地面積は、体育館、武道館合わせて約1万3千平方メートルであります。

建物は、体育館が地上3階、地下1階建て、武道館は、地上3階建てとなっております。

3の現在の開館時間につきましては、原則午前9時から午後9時まで、休館日は、原則、毎月第3月曜日、年末年始となっております。開館時間と休館日ともに、この基準内で指定管理者が自ら定めることとなっております。

4の利用者数であります。コロナウイルス感染症の影響が出る前は、12万人から13万人台で推移してございましたが、令和2年度及び令和3年度につきましては、2年間の平均が6万6千人に留まっております。

す。

「5 現在の管理運営体制」でございますが、指定管理者が公益財団法人山形市スポーツ協会となっており、職員二人のほか、嘱託職員3人、臨時職員一人、時間給職員6人となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。

指定管理者が行う業務であります。施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務、施設又は設備の使用の許可に関する業務となります。

指定管理料は、年間で2,911万8,000円を上限とし、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。

本日、教育委員会へ指定管理者の募集について付議させていただいたところですが、7月8日に開催予定の募集要項審査委員会において募集要項等を審査していただく予定であります。その審査を経て、8月上旬から9月中旬まで募集することを予定しております。

候補者の選定につきましては、募集締め切り後、10月の審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会12月定例会での議決を経て、指定管理者の指定の議案について教育委員会に付議させていただく予定としております。説明は、以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第3号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第4号「山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則を廃止する規則の制定について」は関連する議案となりますので、教職員課長から一括して説明願います。

<教 職 員 課 長> 議第3号及び第4号を御覧ください。

この度の教育職員免許法の改正により、教員免許更新制が令和4年7月1日に廃止されるため、関連する規則を改正、廃止するものでございます。

教員免許更新制とは、教員として必要な資質能力が保持されるよう定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的に、平成21年4月から導入されました。その内容は、免許状に10年間の有効期間を設け、有効期限の2年2月前から期限までの2年間に、大学等が開設する計30

時間以上の更新講習を受講・修了することが必要というものであります。

制度開始から13年が経過し、2巡目の更新期間に入ったところでしたが、文部科学省の中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けての検討がなされ、「オンライン研修の拡大」や「教育公務員特例法改正による研修の体系化の進展」など研修を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、令和4年7月1日をもって免許更新制は発展的に解消されることとなりました。このことにより、更新講習の受講義務がなくなり、免許状の効力は無期限となり、更新手続は不要となります。

議案の内容ですが、議第3号は、教育職員免許状に関する規則について、更新申請に関する規定及び様式を削除するほか、教育職員免許法の改正による条項の繰上げ等による字句の修正を行うものでございます。

また、議第4号は、免許状更新講習が受講不要になることから、受講対象者等を定めた規則を廃止するものでございます。

以上、教育職員免許法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため提案いたします。よろしくお願ひいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号及び議第4号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第5号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」教職員課管理主幹から説明願ひます。

<管 理 主 幹> 「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、提案申し上げます。

添付資料議5-2ページをお開きください。

まずは改正理由ですが、令和5年度の県立高等学校再編整備計画に伴う学科改変及び入学定員の変更を行うため規定の整備を図るものであります。

主な改正内容といたしましては、議5-1ページを御覧ください。

- ① 天童高等学校の学級減により120名の募集といたします。
- ② 米沢工業高等学校定時制の「工業学科 産業科 夜40名」を廃止し、「総合学科 夜40名」を新設いたします。
- ③ 高島高等学校の学級減により80名の募集といたします。
- ④ 加茂水産高等学校の全日制の課程における「海洋技術科40名」及び「海洋資源科40名」の募集を停止し、「水産科40名」を新設いた

します。

施行期日は、令和5年4月1日を予定しております。

なお、具体的な改正箇所につきましては、添付資料議5-3ページの新旧対照表のとおりとなっております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第6号から議第8号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第6号から議第8号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、第1112回教育委員会を閉会いたします。